

「スマホに頼らない乳幼児期の遊び方講座講師育成事業」 業務委託に係る企画提案公募要領

本企画提案公募実施要領（以下「公募要領」という。）は、「スマホに頼らない乳幼児期の遊び方講座講師育成事業」業務に係る企画提案公募に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものであり、提案者は、以下の事項を熟知し、提案書を提出するものとする。

なお、本公募は、令和7年度の当初予算成立後、速やかに業務を開始できるようにするため、当初予算成立前に公募を行うものであり、当初予算の成立状況によっては、事業の中止又は事業内容を変更して実施する場合がある。

1 業務内容

（1）業務名

「スマホに頼らない乳幼児期の遊び方講座講師育成事業」業務

（2）業務内容

別紙「公募仕様書」のとおり

2 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 予算上限

3, 180千円（消費税及び地方消費税含む）

4 提案参加資格

社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人や株式会社等、法人格を有する団体であって、以下の要件をすべて満たす団体であること。

- （1）福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- （2）本事業を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- （3）次のアからキのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、契約までの間にアからキのいずれかに該当する事実が判明したときは、契約できない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。

5 スケジュール

令和７年６月１８日（水）	「質問書」提出×切
６月２６日（木）	「企画提案参加申請書」提出×切
７月 １日（火）	「企画提案書」提出×切
７月 ９日（水）	選定委員会によるプレゼンテーション審査

6 質問について

本公募要領や仕様書に関する質問がある場合は、「質問書」（様式１号）に必要事項を記入のうえ、下記により提出すること。なお、「未来子どもチャレンジ応援事業者」のうち、乳幼児向けの体験活動を実施している者の一覧表の提供を必要とする場合は、質問書により依頼すること。

（１）提出期限

令和７年６月１８日（水）正午まで

（２）提出方法

メール（アドレス：seisho@pref.fukuoka.lg.jp）により、「質問書」（様式１号）を送付するとともに、受信確認のため電話連絡（TEL：092-643-3388）をすること。

（３）回答方法

質問に対する回答は、福岡県ホームページに掲載する。ただし、質問内容が軽微な場合や、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。また、公平性の確保、公正な選考を妨げる恐れがあるなど質問の内容によっては回答しないことがある。

（４）回答予定日

令和７年６月２０日（金）

7 「企画提案公募参加申請書」の提出について

企画提案公募に参加する場合は、「企画提案公募参加申請書」（様式２号）に必要事項を記入の上、下記により提出すること。

（１）提出期限

令和７年６月２６日（木）正午まで

（２）提出方法

メール（アドレス：seisho@pref.fukuoka.lg.jp）により、「企画提案公募参加申請書」（様式２号）を送付するとともに、受信確認のため電話連絡（TEL：092-643-3388）をすること。

8 留意事項

本提案の評価は、提案者の技術力等を評価するために行うものである。提案書に基づき、そのまま業務を了承するものではない。

9 企画提案書類の提出について

（１）提出書類および提出部数

下記（２）に定める期限までに、下表の書類一式を提出すること。

用紙サイズは、原則Ａ４で、片面印刷とする。ただし、図表等の表現の都合上、一部用紙サイズを変更することは差し支えない。

	提出書類（提出部数）	備考
1	提出書（1部）	・様式3号
2	企画提案書（6部）	・様式任意 ・左記（1）～（4）を盛り込むこと。 ・「（2）事業内容」については、仕様書に基づき、出来る限り具体的に提案すること。 ・20ページ以内
	（1）業務実施体制・スケジュール	
	（2）事業内容	
	（3）類似の過去事業実績	
	（4）経費見積書	
3	会社概要（6部）	・様式4号
	会社概要補足資料（6部）	・任意（パンフ等で可）

（2）提出期限

令和7年7月1日（火）正午まで

（※必着。この日時以降の提出は一切受け付けない。）

（3）提出先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課支援係（福岡県庁北棟6階）

（4）留意事項

- ・メール、FAXによる提出は受け付けない。
- ・郵送により提出する場合は、提出期限までに必着することとし、発送後に電話またはメールでその旨報告すること。
- ・提出された企画提案書類は当該業務の委託先の選定のみ使用する。
- ・企画提案書類の作成に要した費用等は提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書類は返却しない。

10 企画提案書の作成要領

企画提案者は、事業の実施体制、計画的な運営等に関する評価を受けるため、次の事項を記載すること。

（1）事業実施体制等

- ・実施体制（総括責任者や担当者等の体制詳細）
- ・公募仕様書に基づいた年間スケジュール

（2）研修の名称

事業目的や事業概要に鑑み、魅力的な事業名を提案すること

（3）教材作成

具体的な教材政策会議の構成員、教材の内容（テーマやページ数等）を提案すること。

（4）研修の実施

- ・参加者の利便性に配慮した、具体的な会場（会場名・住所・広さ・定員等を含む）を提案すること。
- ・基礎編、応用編、実践編のそれぞれについて、具体的な開催内容、募集方法、講師等の提案を行うこと。
- ・県や「未来子どもチャレンジ応援事業者」が実施する乳幼児向けの体験活動の広報に有効な方法を提案すること。

(5) ワーキングチーム会議の実施

具体的な開催日程、構成員等について提案すること。

(6) 独自提案

業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事項で、必要又は効果的と考える事柄があれば提案すること。独自提案であることが分かるよう、企画提案書にその旨を明記すること。

11 提案の辞退

提案書を提出後、提案参加を辞退する場合は、7月4日(金)正午までに様式5号「参加辞退書」を提出すること。

12 委託候補者の選定

(1) 委託候補者の選定方法

応募のあった企画提案書について、選定委員会において、別紙「審査基準書」に基づき企画提案書の内容を総合的に審査し、最も高い評価点を得た提案者を委託候補者として選定する。なお、審査結果(具体的な評価及びその理由など)に関する質問は受け付けない。

【選定委員会(プレゼンテーション)】

① 日時: 令和7年7月9日(水)午前中(予定)

② 会場: 福岡県庁11階 福岡よかもんひろば 多目的ルーム

③ 持ち時間: 1社あたり25分程度(説明15分、質疑応答10分予定)

・プレゼンテーションは企画提案書を基に実施すること。

(プロジェクターやスクリーン等の機器の準備はありません。提出済みの企画書等を審査員に配布しているため、事業者は持参する必要はありません。)

・各社の実施時間等、詳細については別途通知する。

(2) 提案者が1者又はいない場合の取り扱い

提案者が1者の場合であっても選定委員会において審査を行い、委託候補者として選定するか否かを決定する。また、提案者がいない場合は、公募内容を再検討のうえ、再度公募を行う。

(3) 評価が同点の場合の取扱い

提案者が複数あり、評価が同点の場合は、選定委員会においていずれの者を委託候補者とするかを決定する。

(4) 選定結果の連絡

令和7年7月10日(木)頃に、各提案者に対し選定結果を通知する。

13 選定後の手続きについて

委託候補者と県が、契約内容及び業務仕様書の内容について協議し、業務仕様書に基づく見積書の提出を受け、予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。

なお、委託候補者との協議が整わず合意に達しない等の理由により契約締結に至らない場合は、審査において次点となった提案者を委託候補者とし協議を行うこととする。

14 委託契約について

(1) 契約に係る諸費用(印紙代等)は、受託者の負担とする。

(2) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として、又はこれに代わる担保を県に納付又は提供すること。また、この契約保証金又はこれに代わる担保は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間終了時に返還する。

なお、県を被保険者とする履行保証保険契約(保証金額は契約金額の100分の10

以上であること）を保険会社と締結した場合や、受託業者が、福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月 16 日福岡県告示第 244 号）を有する場合において、その者が過去 2 年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上（契約金額の 2 割より高い金額かつ 2 回以上）にわたって締結し、これをすべて誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合などは、契約保証金を減免されることがある。

- （3）委託料は、事業の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。
- （4）契約にあたっては、所定様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。
- （5）原則、第三者への再委託を禁止する。ただし、事前に文書により県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託することができる。

15 書類提出・問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課 支援係 福羅

電話 092-643-3388 メール seisho@pref.fukuoka.lg.jp